

岐阜県公報

第二千九十九号

平成二十一年十月十六日

(金曜日)

目次

規則

岐阜県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

(生活衛生課) 六六〇^{ペーシ}

告示

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示の一部改正

(統計課) 六六〇

道路の区域変更

(道路維持課) 六六〇

道路の供用開始

(同) 六六〇

都市計画の変更

(都市政策課) 六六一

建築基準法に基づく道路の位置指定

(建築指導課) 六六一

教育委員会告示

岐阜県史跡の指定

(社会教育文化課) 六六一

公示

落札者等に関する公示

(管財課) 六六一

岐阜県庁ホームページ構築・運用管理業務の仕様書案に対する意見招請に関する公告

(情報企画課) 六六一

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 六六三

落札者等に関する公示

(医療整備課) 六六三

指定自立支援医療機関の指定

(保健医療課) 六六四

指定自立支援医療機関の指定辞退

(同) 六六四

県営土地改良事業計画の決定

(農地計画課) 六六四

環境影響評価方法書の縦覧
開発行為の工事の完了

指定自立支援医療機関の指定

(都市政策課) 六六四

指定自立支援医療機関の変更届出

(建築指導課) 六六五

指定自立支援医療機関の指定辞退

(身体障害者更生相談所) 六六六
(同) 六六六
(同) 六六七

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日)
(休日に当たるときは翌日)

平成二十一年十月十六日

規則

岐阜県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十月十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八十号

岐阜県食品衛生法施行細則を改正する規則

岐阜県食品衛生法施行細則（昭和四十八年岐阜県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「省令」という。「」の下に「食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令（平成二十一年内閣府・厚生労働省令第七号。以下「命令」という。）」を加える。

第六条第二項中「省令様式第三号」を「命令様式第二号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第五百八十三号

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示（平成二十一年岐阜県告示第二百四十号）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月二十六日から適用する。

平成二十一年十月十六日

岐阜県知事 古田 肇

「岐阜県林業労働力調査」を「岐阜県林業労働力調査 若者の消費動向等調査」に改める。

岐阜県告示第五百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年十月十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月十六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域の変更前後	敷地の幅員	延長	備考
県道	三川輪島線	羽島郡笠松町米野字堤外官公有無番地先（一四五五番一）から同郡同町同字同番一地先まで	前 三三・三 後 一五・一 二六・二	一六六・六		

岐阜県告示第五百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年十月十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月十六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）

県道	土岐市停車場線	土岐市土岐津町土岐口字茶屋二一七九番四地先から	六・九	平成三・二〇・一六	平成二七・八・二六
	同 市同	町同 字同			
		二一七九番九地先まで			平成二〇・三・四

岐阜県告示第五百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十一年十月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画道路

三・五・三百二号 柳津日置江線

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課 岐阜市都市建設部都市計画課

岐阜県告示第五百八十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により公告する。

平成二十一年十月十六日

岐阜県知事 古田 肇

西濃建築事務所

位	置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定番号	年月日 指定
	揖斐郡池田町田畑字松原七二番四	六・〇〇	七・六五	西建築第八七号の二	平成三・七・三〇
	同 郡揖斐川町白樫字二月廻道五三二番四	五・〇〇	八・五七	西建築第八七号の五	平成三・七・三三
	海津市南濃町奥条字北河原四七五番一	六・〇〇	四・二四	西建築第八七号の六	平成三・九・二六
	一、二、四、七五番一四から四七五番一六まで				

中濃建築事務所

位	置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定番号	年月日 指定
	関市武芸川町高野字西布三六番七	五・〇〇	三・五	中建築第二八号の七	平成三・八・四
	美濃加茂市加茂野町加茂野字西野二二〇番一三	六・〇〇	六・四	中建築第二八号の八	平成三・八・三
	同 市同	五・〇〇	二・六七	中建築第二八号の九	平成三・九・八
	同 一、三、三、五番四				
	同 町加茂野字西野二〇一番九	六・〇〇	七・六	中建築第二八号の一〇	平成三・九・二九

東濃建築事務所

位	置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定番号	年月日 指定
	中津川市市津川字松田二二九番一〇二及び二三九番三三	四・〇	三・五〇	東建築第三九号の三	平成三・八・二七
	同 市茄子川字西通四五八番三、四五八番七七の一部及び四五八番一三の一部	六・〇〇	一・四二	東建築第三九号の四	平成三・七・二七
	同 市同	六・〇	二・〇三	同	同
	同 一部及び四六五番一三番の一部				
	同 市千旦林字馬見岩平二六〇七番一〇	六・〇〇	五・九四	東建築第三九号の五	平成三・九・一〇

(道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。)

教育委員会告示

岐阜県教育委員会告示第一号

岐阜県文化財保護条例（昭和二十九年岐阜県条例第三十七号）第八条第一項の規定により岐阜県史跡の指定を次のように行うので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十一年十月十六日

岐阜県教育委員会

委員長 月 村 時 子

指定番号	種目	名称	内容	所在地	所有者(管理者)	住所
岐史一〇七	交通・経済生活動に關する遺跡	木曾川笠松渡船場跡「石置」	岐史第一〇七号（昭和四十二年十一月十三日指定）の南西に接続する四三八平方メートルを追加する。	羽島郡笠松町港町河川敷坂路	国土交通省（笠松町）	東京都千代田区

公 示

落札標榜に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札標榜について公示する。

平成二十一年十月十六日

岐阜県庁舎 中 田 謙

- 1 購入物品及び予定数量 岐阜県庁舎で使用する電気 4,388,000kWh
- 2 供給期間 平成21年11月1日0時から平成22年10月31日24時まで

3 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

4 入札公告を行った日 平成21年8月4日

5 落札者を決定した日 平成21年9月18日

6 落札者の氏名及び住所 東京都中央区晴海1丁目8番11号

サニットエナジー株式会社

代表取締役社長 川辺 豊明

7 落札金額 74,261,928円

8 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県総務部管財課

(2) 所在地 岐阜市数田南2丁目1番1号

岐阜県庁ホームページ構築・運用管理業務の仕様書案に対する意見招請に関する
公告

岐阜県庁ホームページ構築・運用管理業務について仕様書案の作成が完了したのと、次のとおり仕様書案に対する意見を招請します。

平成二十一年十月十六日

岐阜県庁 中 田 謙

1 調達役務の名称及び数量 岐阜県庁ホームページ構築・運用管理業務 一式

2 意見の提出方法等

(1) 提出期限 平成21年10月28日（水）午後5時15分（郵送の場合は必着のこと。）

(2) 提出先 〒500-8570 岐阜県岐阜市数田南2丁目1番1号

岐阜県総合企画部情報企画課システム担当

電話 058-272-1111（内線2278）

(3) 提出方法 仕様書案とともに交付する意見招請説明書による。

3 仕様書案の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間 平成21年10月19日（月）から平成21年10月28日（水）までの毎日（県

の機関の休日を除く。）午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 2の(2)に同じ。

4 意見招請に関する事務を担当する部局 2の(2)に同じ。

5 Summary

(1) Subject of the materials to be put forward for comment: Construction and maintenance administration of the Gifu Prefectural website

(2) Date, time and place for the distribution of materials for comment: Every day from 8:30 a.m. to 5:15 p.m. from 19 October 2009 through 28 October 2009 (excluding weekend) at the System Section, Information Policy Planning Division, Department of Prefectural Policy Planning, Gifu Prefectural Government (see (4) below).

(3) Deadline for the submission of amendments and additions to the materials for comment: 5:15 p.m., 28 October 2009. (Amendments and additions submitted by mail must be received by 5:15 p.m., 28 October 2009.)

(4) For further information, please contact: System Section, Information Policy Planning Division, Department of Prefectural Policy Planning, Gifu Prefectural Government 2-1-1 Yabuta-minami, Gifu City, Gifu Prefecture, 500-8570 Tel: 058-272-1111 Ext. 2278

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年十月十六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年九月七日
二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人多治見NOW
三 代表者の氏名 後藤 精三
四 主たる事務所の所在地 岐阜県多治見市小泉町八丁目七一番地
五 定款に記載された目的 この法人は、多治見を中心とした地域の方々に好して

長引く不況で痛んだ地元経済の活性化と地元の親子関係職場での人間関係を円滑にするコミュニケーション能力向上支援事業を行ない、地域活動や国際貢献活動に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。平成二十一年十月十六日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年九月十七日
二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人揖斐の自然と文化財を護る会
三 代表者の氏名 大西 武久
四 主たる事務所の所在地 岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲徳積字西輪二八一番地
五 定款に記載された目的 この法人は、岐阜県に現存する文化財、および自然を愛する地域住民に対して、文化財の保護や、自然環境の保護、貴重な農産物の保護に関する事業を行い、岐阜県の自然と住民の生活の豊かさに寄与することを目的とする。

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十一年十月十六日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 購入物品の名称及び予定数量 平成21年度岐阜県立下田温泉病院下半期ボイラー用燃料 重油 JIS1種1号 290,000ℓ

- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成21年2月13日
- 4 落札者を決定した日 平成21年9月25日
- 5 落札者の住所及び氏名 高山市上岡本町1丁目38番地
フダチ石油株式会社
代表取締役 足立 裕孝
- 6 落札金額 55,125円/0
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
(1) 部署の名称 岐阜県立下田温泉病院事務課総務課施設担当
(2) 所在地 岐阜県下田市神田1162番地

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十一年十月十六日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの
(薬局)

名称	所在地	自立支援医療の種類	指定期限
宮川薬局	羽島郡笠松町奈良町一六	精神通院	平成二〇・一
ライン調剤薬局 大井店	大垣市大井二 四四五	精神通院	平成二〇・一〇・一六

指定自立支援医療機関の指定辞退

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十一年十月十六日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの
(薬局)

名称	所在地	自立支援医療の種類	辞退年月日
ジップドラッグ 桐生薬局	高山市桐生町二三四八	精神通院	平成二〇・八・三

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同法第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十月十六日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
中部用水地区	恵那市役所	平成二〇・一〇・一六から 同二〇・一一・一六まで

環境影響評価方法書の縦覧

環境影響評価法（平成九年法律第八十二号）第四十条第二項の規定により読み替えて適用する同法第五条第一項の規定により、環境影響評価方法書（以下、「方法書」という。）を作成したので、同法第四十条第二項の規定により読み替えて適用する同法第七条の規定により、次のとおり公告し、当該方法書を公衆の縦覧に供する。

なお、当該方法書について、環境の保全の見地からの意見を書面により岐阜県に提出することができる。

平成二十一年十月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画決定権者の氏名

<p>岐阜県指令西建築第五二 号の三 平成二〇・六・二 八 同西建築第五四号の 同二〇・七・三一 同西建築第五四号の 同二一・一・二九</p>	<p>開発許可(変更許可) 番号及び年月日</p>	<p>開発区域又は工区に含まれる 地域の名称</p>	<p>公共施設の 種類</p>	<p>公共施設の 位置及び区 域</p>	<p>開発許可を受けた者の住所及び氏名</p>
		<p>養老郡養老町飯ノ木字源氏橋一〇一〇 番一の一部</p>	<p>道路 緑地 消防の用に 供する貯水 施設</p>	<p>開発登録簿 による</p>	<p>大垣市内原一丁目七〇番地 エイキット株式会社 代表取締役 野 原 和 夫</p>

岐阜県知事 古田 肇

二 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

1 名称
一般国道十九号 瑞浪恵那道路

2 種類
一般国道の改築

3 規模
延長約十二・五キロメートル

三 都市計画対象事業が実施されるべき区域
方法書において表示する区域

四 法第四十条第二項の規定により読み替えて適用する法第六条第一項の都市計画対象
事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
瑞浪市及び恵那市の一部

五 方法書の縦覧の場所、期間及び時間

1 縦覧の場所
岐阜県都市建築部都市政策課、瑞浪市都市計画課及び恵那市都市整備課

2 期間
平成二十一年十月十六日から
同 年十一月十六日まで

3 時間
通常業務を行う時間

六 法第四十条第二項の規定により読み替えて適用する法第八条第一項の意見書提出期
限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

1 提出期限
平成二十一年十一月三十日(郵送による場合は、期限までに必着のこと)

2 提出先
千五〇〇 八五七〇
岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県都市建築部都市政策課

3 その他意見書に必要な事項

(一) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはそ
の名称、代表者、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を記載するものとす
る。

(二) 意見書の提出の対象である方法書の名称を記載するものとする。

(三) 意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

開発行為の工事の完了
次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)
第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十一年十月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

同西建築第五六号の八 同二・九・一六					
同中建築第三号の一 同一三・四・一三 同中建築第四号の八 同二一・一・二三 同中建築第四六号の三 同二・八・二四	加茂郡富加町大平賀字長峰六二〇番一、 六二番、六二四番及び六二五番 同 郡同 町同 字八反田六六〇番 同 郡同 町同 字名々繁七二二番 一外一八筆 同 郡同 町同 字長久田四八二番 二外一七筆	道路 緑地	同		岐阜市津島町五丁目三番地四 株式会社 協和地所 代表取締役 草野 瑛子

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十一年十月十六日

岐阜県知事 古田 肇

育成医療・更生医療に係るもの

（病院又は診療所）

名称	所在地	自立支援医療を担当する診療科名	担当しようとする医療の種類	自立支援医療の種類	年指月日定
総合病院中津川市民病院	中津川市駒場一五二二一	内科	腎臓	更生	平成三〇・一
岐阜県立多治見病院	多治見市前畑町五一六一	腎臓内科	腎臓	育成・更生	同
医療法人仁寿会第一クリニクス	多治見市十九田町一〇一	腎臓内科	腎臓	同	同

（薬局）

名称	所在地	自立支援医療を担当する診療科名	担当しようとする医療の種類	自立支援医療の種類	年指月日定
クォール薬局ようなん店	海津市南濃町津屋二四九一四			育成・更生	平成三〇・一
宮川薬局	羽島郡笠松町奈良町一六			同	同
かえて調剤薬局	美濃加茂市深田町三三四一			同	同
中部薬品多治見旭ヶ丘薬局	多治見市小名田町西ヶ洞一三二五			同	同

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十一年十月十六日

岐阜県知事 古田 肇

育成医療・更生医療に係るもの

（病院又は診療所）

名称	所在地	自立支援医療を担当する診療科名	担当しようとする医療の種類	自立支援医療の種類	年指月日定

<p>かえで調剤薬局</p>	<p>美濃加茂市深田町三三四一</p>	<p>自立支援医療の種類</p>	<p>平成21年7月1日</p>			
(薬局)						
<p>岐阜県立多治見病院</p>	<p>多治見市前畑町五一六一</p>	<p>腎臓内科 腎臓</p>	<p>平成21年4月1日</p>			
<p>育成医療・更生医療に係るもの (病院又は診療所)</p>	<p>名 称</p>	<p>所在地</p>	<p>自立支援医療を担当する診療科名</p>	<p>担当しようとする医療の種類</p>	<p>自立支援医療の種類</p>	<p>年月日退</p>
	<p>多治見市前畑町五一六一</p>	<p>腎臓内科</p>	<p>腎臓</p>	<p>育成・更生</p>	<p>平成21年4月1日</p>	
<p>指定自立支援医療機関の指定辞退</p>						
<p>障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公示する。</p>						
<p>平成二十一年十月十六日</p>						
<p>岐阜県知事 古 田 肇</p>						
(薬局)						
<p>トイカイ薬局多治見中央店</p>	<p>多治見市小名田町西ヶ洞一九五</p>	<p>育成・更生</p>	<p>平成21年9月4日</p>			
<p>多治見矯正歯科クリニック</p>	<p>多治見市本町三〇一</p>	<p>矯正歯科</p>	<p>育成・更生</p>	<p>平成21年9月1日</p>		
<p>多治見矯正歯科クリニック</p>	<p>多治見市本町三〇一</p>	<p>矯正歯科</p>	<p>育成・更生</p>	<p>平成21年9月1日</p>		
<p>医療法人仁寿会タジミ第一病院</p>	<p>多治見市小名田町西ヶ洞一六四八</p>	<p>腎臓内科</p>	<p>腎臓</p>	<p>育成・更生</p>	<p>平成21年9月4日</p>	
<p>多治見市本町三〇一</p>	<p>矯正歯科</p>	<p>口腔</p>	<p>育成・更生</p>	<p>平成21年9月1日</p>		
<p>矯正歯科</p>	<p>歯科矯正</p>	<p>育成・更生</p>	<p>平成21年9月1日</p>			

平成二十一年十月十六日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐阜文芸社